

平成26年度行政評価委員会 議事要旨

会議名	葛飾区行政評価委員会 第5回第二分科会
開催日時	平成26年8月6日(水) 午後2時から4時
開催場所	区役所5階 庁議室
出席者	【委員7人】 足達分科会長、金子委員、村上委員、望月委員、上原委員、 長谷委員、町田委員 【区側13人】 高齢者支援課(高齢者支援課長、高齢者支援課職員2人) 指導室(指導室職員2人) 公園課(公園課長、公園課職員1人) 事務局(政策経営部長、経営改革担当課長、事務局職員4人)

会議概要

1 開会

(分科会長より傍聴人の確認、資料の確認を行った)

2 事務事業の評価

(1) 高齢者虐待防止事業

(分科会長より前回までの議事内容の確認後、高齢者支援課より追加資料について説明、質疑応答、議論)

A委員 虐待防止事業を周知するためのパンフレット等はどうのように配布しているのか。

高齢者支援課 高齢者総合相談センターで配布している。また、FMでも放送して周知している。

B委員 高齢者とは何歳からをいうのか。また、介護認定者と認定外者はどのくらいいるのか。

高齢者支援課 65歳以上の方を高齢者といい、葛飾区は、10万人程度である。そのうち、介護保険の認定を受けている人は、約1万7千人である。そのため、認定外者は約8万3千人である。

B委員 成果指標の目標値は70%ではなく、限りなく100%にしてもらいたい。また、高齢者サービスに重複、無駄がないかをはっきりすべき。その上でもれがないようにしなければならない。今後の方向性とし

て、高齢者サービスの体系をわかりやすくして、全体像を見せてほしい。

高齢者支援課 成果指標である虐待終結件数の割合は、年度で区切っているため、100%にするのはかなり難しい。例えば、2月に発生した場合、対応が年度を超えることがある。

C委員 事業にあいまいさがある。サービスを過剰にすればするほどコストがかかってしまう。やり方を工夫し、予算をできるだけかけないで、サービスができるようにしなければいけない。介護保険は区の事業なのか？

事務局 介護保険制度は国が決めているしくみであるが、保険者は市町村であり、区が運営している。

分科会長 コストに一時介護やショートステイが出ていないようである。

高齢者支援課 実績に応じて支払うもので、実績がないと経費がかからないためである。

A委員 実績がないというのは、介護保険で間に合っているから使われないということか。

分科会長 直接事業費は、ほとんど、シェルターの委託費のようである。

A委員 この事業が行政評価委員会の対象となったのはなぜか。

事務局 利用実績がないことも課題であり、今回対象としたのは、高齢者の計画が今年度最終年度となっており、来年度に向けて新しい計画を作成するにあたり、ご意見を承りたいというものである。

A委員 「虐待」という言葉が悪いのではないか。

D委員 介護に疲れたから虐待にいつてしまう。広報紙に出ているも気づかなかつた。「虐待」といわれても意識に入つてこなかつた。

A委員 「虐待」と言われると他人事に思えてしまう。また、本人も「虐待」と認識していないのではないか。

B委員 言葉も含めてわかりにくいから区民がわかりやすいように高齢者サービスについて、もれなく、無駄なく、重複がないように全体像の体系化を見直すべきである。

A委員 「虐待」を前面に出さずに、「介護ストレスの改善」に力を入れてやればよいのではないか。

C委員 介護している側が介護される人から虐待を受けることもあるのではないか。しくみを変えろということはお金の使い方を変えることである。わかりにくいしくみをわかりやすいしくみにしなければ過剰なサービスになってしまう。

B委員 相談が重要である。相談できる場所が充実するとよい。目標に相談

の充実などが設定できるとよい。

E 委員 引きこもって介護している人を訪問できるしくみが必要である。虐待は外からは見えにくいいため、こちらから訪問していくのが大事ではないか。

A 委員 民生委員は、65 歳以上のひとりぐらしの人しか訪問していない。昨年から 75 歳になった人への訪問をはじめたが、それだけでは虐待防止にはつながらないだろう。

B 委員 いわゆるもれがあるのだろう。「虐待防止」という名前もよくないし、高齢者サービス全体で枠組みを新しく構築してもよいのではないか。

高齢者支援課 虐待防止事業としては大きく 2 つある。1 つは、虐待予防であり、介護保険で対応できる部分が十分ある。もう一つは、虐待が発生したときの対応である。

A 委員 発生したときの対応は絶対必要である。

F 委員 人件費が少ないように思える。高齢者支援課の業務のほんの一部に思えるが、この事業はどうしても継続しなくてはいけない事業なのか。

高齢者支援課 虐待が発生した場合の対応は、他に手立てがないので残さなければならぬが、予防という事業は他のしくみを利用することはできる。

C 委員 高齢化はどこ自治体でも抱えている課題である。区独自の施策を打ち出してはどうか。

事務局 介護保険サービスと高齢者支援のサービスが複層していることは事実である。体系化して住み分けをわかりやすくすることは大切である。

C 委員 簡素化することは、サービスが低下することではない。電話をしたときにたらい回しにされずにすぐ解決するようなしくみが大切である。

D 委員 高齢者支援事業の中に 1 本化してわかりやすくするべきである。

(2) スクールカウンセラー派遣事業

(分科会長より前回までの議事内容の確認後、議論)

C 委員 スクールカウンセラー(以下「SC」という)を配置するのは、都の方針なのか。他の県でもやっているのか。

指導室 初めは文部省の事業として配置したもので、今は都が配置している。他県などでもやっている。教育相談を充実するために行われた。

- C委員 SCは、先生への指導はできるのか。
- 指導室 心理の専門家として子どもとの接し方についての指導はできる。家庭訪問は先生の役割であり、SCは接し方をレクチャーする。また、保護者に対しても先生や学校とは違って第三者の立場として意見をいうことができる。
- C委員 先生に軸足を移した事業をすることである。先生に原点を教えるべきである。
- A委員 都のSCは、都の基準に従うため、どうすることもできないが、区のSCとして、独自のシステムをつくり幅広くやれるようにする必要があるのではないか。
- C委員 SCは必要悪である。いらないと思っているが、今の状況では、しかたがないと思っている。しかし何故、SCに労働条件を設けなければならないのか。退職した校長先生などを活用できるのではないか。
- 指導室 SCは、臨床心理士の資格を有しており、カウンセリングのプロである。
- A委員 資格にこだわらず、区独自のシステムをつくれば、やってくれる人はいるのではないか。
- D委員 養護の先生は、心理の勉強をしている人も多いと思うので、退職した先生などを活用すればよいのではないか。
- A委員 養護の先生も忙しいので、もう一人増やさなければ対応できないのではないか。
- F委員 学校には、現在でもボランティアがたくさんいるのではないか。
- B委員 不登校児童・生徒を半減させるために、何人SCを増やせばいいのか計画を見たい。それによって資格の有無の必要性がわかるのではないか。
- A委員 不登校の原因がわかれば、資格の有無も含めて適材適所に配置できるのではないか。
- F委員 SCの位置づけが、あくまでも先生の補助に思える。
- 指導室 SCは、個人で事務所をもって働いていたり、大学で心理学を教えていたりする中、やりくりして働いている。また、退職教員は、既に配置して様々な形で働いている。
- C委員 退職教員の活用先の一つとしてカウンセラーとすることも考えられるのではないか。
- B委員 5年後10年後に、どうしていきたいのかが見たい。
- 指導室 SCを増員したいと思っても現状では、確保が難しい。

- A委員 SCを配置できないのはお金だけの問題なのか。
- C委員 立ち直ったという定義は、一日でも学校に来ることをいうのか。
- 指導室 子どもの状態にもよるが、全く外出をしないで部屋の中に引きこもっていた子が外出して散歩できるようになれば改善である。学校復帰という定義であれば、休み休みでも学校に来ることができることである。

(3) 静観亭管理運営事業

(分科会長より前回までの議事内容の確認後、議論)

- B委員 シンフォニーヒルズの利用率が85%であることを考えると、同様に料理を提供できる施設としては、利用率50%以上を目指すべきである。また、コストの面では、収入と直接事業費が同等となるように考えるべき。
- A委員 山本亭も飲食を提供しているが、山本亭との違いは何か。
- 公園課 山本亭は、柴又にある観光文化センター等の施設と一括して管理している。堀切菖蒲園は、都の時代から入園無料である。
- A委員 当日、料理を注文して食べられるようになるだけで、ずいぶん違ってくる。
- 公園課 利用区分については、条例で昼と夜の2部構成と定められている。また、料理の提供についても食堂利用検討部会で定めており、規則では利用の2日前までとしている。
- E委員 料理を提供しない利用方法について検討できるのではないか。堀切菖蒲園という江戸情緒のある中で博物館等から講師を招いて講座を開催するなど、1年を通じて利用できるような工夫ができるのではないか。また、駅からの道のを楽しめるような工夫もできるのではないか。
- 分科会長 条例は、どこで決めているのか。
- 公園課 議会で定めている。改正することもできる。
- B委員 一番足りていないのは、地域の来場者のニーズを調査することである。地域住民と協働できるよう地域活性化に視野を広げて考えるべきである。また利用率を高めるための他自治体への視察などを積極的に行って勉強するべきである。
- D委員 地域では、活性化についても検討しているが、静観亭をどうにかしようという意見は出たことがない。
- C委員 本当に必要な施設なのかも考えるべきである。

- D委員 施設があれば、堀切菖蒲園の魅力を生かして活用することができる。
- A委員 改革するには、食事と駐車場と道のりの3つが重要である。

3 その他

(事務局より事務連絡)

4 閉会